

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則 整備基準等の改正の考え方について

1. 背景

本条例施行規則は、バリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障害者等の社会参加を図る上で有効であるが、共生社会づくりに対する社会環境の変化等を踏まえ、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう改正等を行うこととした。

2. 改正の視点

条例見直し検討会議での検討事項や、国方針や基準改正等に伴い検討が必要な項目、障害等当事者及び団体、適合審査の窓口である特定行政庁からの意見等を整理したうえ、次の点も考慮して改正項目の検討を行った。

- ・利用者、事業者双方にとってわかりやすいものであるか
- ・利用者に対し必要な配慮を欠いていないか
- ・事業者に対し過度の負担を課していないか

3. みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準見直し検討会議での検討過程

会議 (開催日)	議題
第1回会議 (4年8月12日)	1. 会議の運営について 2. 検討事項及び方向性について 3. 整備基準の内容について
第2回会議 (4年10月18日)	1. 整備基準の内容について
第3回会議 (4年12月27日)	1. 整備基準の内容について
第4回会議 (5年9月6日)	1. 規則改正に向けたスケジュールについて 2. 前回会議までで議論した改正事項のまとめ 3. 介助用大型ベッドに関する整備基準の設定について
第5回会議【今回】	1. 県民意見反映手続きの結果について 2. 整備基準の改正について 3. 整備ガイドブックの改訂について(方針) 4. 建築物移動円滑化基準の改正方針を受けた対応について

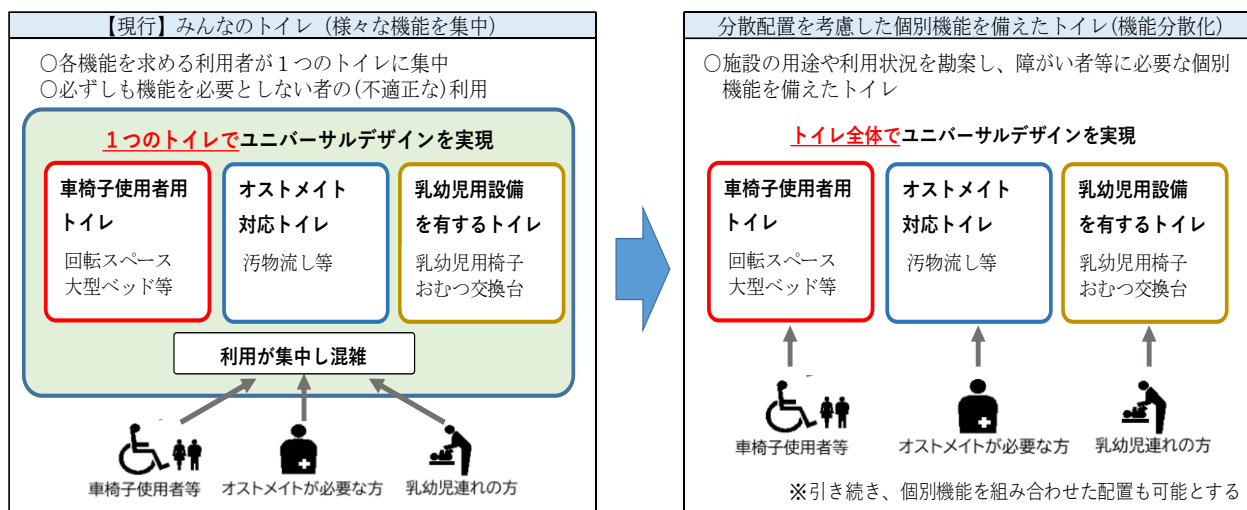
4. 整備基準の改正について

(1) 改正内容

ア 便所の機能分散化【別表第2の1 8の項】

便所の規定に関し、様々な機能が一箇所に集中することによる利用競合の防止や適正利用を推進する観点から、現行の「みんなのトイレ」内の機能について、便所内で分散又は組み合わせた配置を可能とする規定に見直しを行う。

また、「みんなのトイレ」に係る記述を削除する。



(※) 施設規模や利用者の態様等に応じ、様々な便所の組み合わせが考えられるため、整備にあたっての考え方や整備例などをガイドラインで整理して記述することで、事業者の実践を後押しする。

イ 乳幼児用設備（ベビーベッド、乳幼児用椅子、授乳室）の基準の遵守規定への引上げ

【別表第2の1 8の項(1)エ・カ、17の項】

妊婦や乳幼児連れでも外出しやすい環境整備を図るため、乳幼児を連れての長時間の利用が見込まれる施設(官公庁施設(事務所の用に供するものに限る。以下(3)において同じ。)、教育文化施設(学校等を除く。以下同じ。)等)のうち用途面積が1,000㎡以上のものについて、乳幼児用設備の設置を現行の努力規定から遵守規定に引き上げる。

ウ 介助用大型ベッド(ユニバーサルシート)の整備基準化

【別表第2の1 8の項(1)ウ、別表第2の4 5の項(6)】

介助を必要とする高齢者や障害者等が外出しやすい環境整備を図るため、外出時における移動の起点となる施設(官公庁施設、教育文化施設等)や長時間の滞在が見込まれる施設(商業施設、運動施設、公園等)のうち用途面積が一定規模以上のものについて、介助用大型ベッド(障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、シートの長さが120cm以上のものをいう。)の設置を新たに努力規定として追加する。

また、より快適に利用できる介助用大型ベッドの仕様として、「シートの長さ150～180cm程度、横幅60～80cm程度」のものを「望ましい水準」としてガイドラインに記述する。

エ 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備の基準の見直し

【別表第2の1 16の項(2)、(4)～(6)】

情報提供の重要性や当事者団体からのヒアリング意見等も踏まえ、聴覚障害者が施設を安全かつ円滑な利用できるよう、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の利用に供する客席を設けている官公庁施設、教育文化施設等のうち用途面積が1,000㎡以上のものについて、難聴者の聴力を補う設備の設置を現行の努力規定から遵守規定に引き上げる。また、現在努力規定が設定されていない公共的施設についても、同設備の設置を新たに努力規定として追加する。

更に、利用者の案内や呼び出しのための窓口等を設ける場合であって、現在遵守規定となっている施設（医療施設、商業施設）以外のものについて、窓口に文字による情報を表示する設備の設置を新たに努力規定として追加する。

また、利用者の利用に供する会議室を設ける場合であって、現在遵守規定となっている施設（官公庁施設、教育文化施設等）以外のものについて、スクリーン等及び当該設備に文字を映し出せる機器の設置を新たに努力規定として追加する。

整備基準の規定	整備基準（遵守義務）	整備基準（努力義務）	ガイドライン(望ましい水準)
(1) 文字情報表示設備(窓口設置の場合)	・医療施設 (無床診療所を除く) ・金融機関等	— ←	その他公共的施設
(2) 文字表示設備(貸会議室設置の場合)	・官公庁施設 ・教育文化施設 (図書館、集会場等)等	— ←	その他公共的施設
(3) 難聴者の聴力を補う設備(客席設置の場合)	1,000㎡以上 — ←	・官公庁施設 ・教育文化施設 ・運動施設 等 ←	その他公共的施設

オ 施設計画段階からの障害者等その他の関係者の参画【別表第2の1 19の項】

利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これらを反映したバリアフリー対応を行うため、国や地方公共団体が整備する公共的施設について、施設計画段階からの障害者等その他の関係者の参画を新たに努力規定として追加する。

また、その他の公共的施設についても、施設計画段階からの障害者等その他の関係者の参画を「望ましい水準」としてガイドラインに記述する

カ その他（関係法令の改正に伴う規定の整理）【別表第1】

(ア) 博物館に相当する施設（博物館法 関係）

博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを受け、博物館の設置主体の多様化と適正な運営を確保するため、引用されるべき博物館法の条文が改正されたことから整理を行う。

(イ) こども家庭センター（児童福祉法・母子保健法 関係）

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護を図る児童福祉施策を推進するため、児童福祉法及び母子保健法が改正されたことを受け、新たに「こども家庭センター」を公共的施設として位置付け、「母子健康包括支援センター」に係る規定を削除する。

(ウ) 女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・売春防止法 関係）

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び売春防止法の改正がされたことを受け、新たに「女性自立支援施設」を公共的施設として位置付け、「婦人保護施設」に係る規定を削除する。

(2) 施行時期

事業者に対する周知期間を確保するため、公布の日から施行までは6か月程度の期間を設定する。

ただし、カ(ア)の規定は交付日に、(イ)及び(ウ)は令和6年4月1日から施行する。

5. 運用改善・施策での対応等について

(1) 用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱

整備基準を遵守する場合と同等以上に障害者等が安全かつ快適に利用できる場合や、規模や構造・地形の状況等により適合が困難である場合は、適合に準ずる「遵守」として取扱うことができることになっている。(条例第13条ただし書き)

しかし、グループホームなど小規模福祉施設を既存建築物の改修により整備する場合、厳格に基準の遵守を求める事例もあるため、こうした事例等について、柔軟かつ十分なバリアフリー整備の対応ができるよう、ただし書きの運用を整理する。

(2) 幅広歩道等におけるベンチ等休憩施設の設置の促進

道路におけるベンチ設置推進について、「望ましい水準」として位置付けを行う。

(3) 避難設備の整備基準や施設の円滑な利用のための支援の提供

設備を活かしたソフト的な対応事項(例:整備された放送設備を使ったわかりやすい放送、適正利用に向けた貼り紙等による注意喚起、非常時の体制の整備等)を確認する書面の提出を、施設整備の事前協議書類として追加する。